

## 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

株式会社 福祉工房

② 評価調査者研修修了番号

SK2021027、SK2022002

③ 施設の情報

名称：山形県立朝日学園		種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：佐藤慎治		定員（利用人数）： 16（8）名	
所在地：山形県西村山郡大江町大字藤田 837-4			
TEL：0237-62-3044		ホームページ： <a href="https://www.pref.yamagata.jp/092003/kenfuku/kosodate/hoiku/asahigakuen.html">https://www.pref.yamagata.jp/092003/kenfuku/kosodate/hoiku/asahigakuen.html</a>	
【施設の概要】			
開設年月日：1910年10月11日			
経営法人・設置主体（法人名等）：山形県			
職員数	常勤職員： 12名	非常勤職員	18名
有資格職員数	社会福祉士 3名	臨床心理士	2名
	保育士 3名	栄養士	1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	男子寮：6室 女子寮：4室	本館（事務室、分教室、給食室等）、 体育館、寮舎、作業棟	

④ 理念・基本方針

児童の権利を尊重し、個性を重んじ、対話を大切にすることで、職員との信頼関係をつくり、情緒の安定を図ります。児童が将来自立して地域社会で生きていけるように、自ら判断し、決定する力を育てるため、生活のあらゆる場面を通じた支援を行います。

⑤ 施設の特徴的な取組

当園では、常に子どもの最善の利益を念頭に置き、当園職員と、施設内に設置されている「藤田の丘分校」の先生方が力を合わせ、一体感のある支援、透明性のある支援を行っております。

また、施設の高機能化、多機能化に向けて、「子どもの主体性を重視した寮活動の実施」、「常勤心理療法士が行う心理支援の強化」、「保護者支援を中心とした家庭支援の充

実」の三つを、当園の新たな支援の三本柱として掲げ、昨年度より取組を行っております。今後、これらの取組が実を結ぶことによって、令和の時代にふさわしい施設運営を実現してまいります。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年8月1日（契約日）～ 令和5年11月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

○家庭支援への取り組み

子どもが退所後、家庭に復帰し安定した生活を送るためには、保護者への支援が欠かせないと  
の観点から、園では保護者支援を最も重要なテーマの一つとして掲げており、豊富な経験とス  
キルを有した職員をこれにあてています。『児童自立支援計画票』には、家庭支援の評価が明  
確に記載され、子どもが施設を退所する前から家庭訪問を行い、必要な支援を提供していま  
す。また、退所後もアフターケアを提供し、子どもが安定した生活を維持できるよう取り組ん  
でいます。

○子どもの権利擁護への取り組み

基本理念や支援方針において、子どもの権利の尊重が明確に掲げられ、この理念と方針に基づ  
いた支援が積極的に行われています。『子どもの権利ノート』を活用し、園での生活を子ども  
たちに分かりやすく説明すると同時に、自身の権利やプライバシーが保護されることを丁寧に  
説明し、寮内にいつでも見ることが出来るように置かれています。さらに、職員による支援の  
視点も、監視的指導ではなく、職員と子どもたちとの信頼関係の構築を重視したアプローチに  
焦点を当て、支援が行われています。

○スポーツや文化活動を通じた支援

園では分校との連携を強化し、様々なスポーツ活動を提供しています。野球では、東北地区の  
自立支援施設の対抗試合や近隣県との交流試合（FAS カップ）への参加などが行われていま  
す。また、バドミントンをはじめ、グランドゴルフやスキーなどにも取り組んでおり、これら  
のスポーツを通じて共同作業の協調性や社会性を育てています。園の広報誌に掲載された子ど  
もたちの感想文からは、子どもたちがスキーの練習を通じて上達した喜びや、野球の試合を通  
じて得た充実感が伝わってきます。

◇改善を求められる点

○事業計画書の作成

年度の事業に関しては、業務概要に園の基本的な取り組みと、前年度の結果が詳細に記載され  
ていますが、結果をもとに今年度はどのような取り組みを行っていくかが明確になっていない  
面が見られます。今年度の具体的活動や目標などをより明確に記載し、職員に示して行くこと  
が期待されます。

#### ○ボランティアの受け入れ

以前は雑巾縫いなどのボランティアの受け入れが行われていましたが、現在は受け入れが行われていません。コロナの影響もあり、受け入れが難しい面もありますが、ボランティアは地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけられています。地域との連携を図っていくためにも、ボランティア受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、コロナの状況を見ながら、受け入れを検討していくことが期待されます。

#### ⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、丁寧な調査をいただき厚く御礼申し上げます。

早速、今回の評価結果を精査し、ご指摘いただきました項目については、改善に向けた取組を行ってまいります。また、「子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援」や「支援の質の確保」等、高評価をいただきました項目につきましては、更なる向上を図るべく取組を行ってまいります。

今後も、信頼される施設運営を続けていけるよう職員一同努めてまいります。

#### ⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 園では児童の権利の尊重と個性の尊重を理念とし、自己判断力と決定力を育む支援方針を掲げています。この理念と方針は、業務概要や山形県のウェブサイトに記載されており、毎年度初めの合同職員会議で園長から確認が行われています。また、入所時には保護者と子どもに対して、園長から説明が行われています。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 県の所轄部門や全国自立支援施設協議会、そして東北地区からの情報を入手し、社会的な福祉動向や地域の福祉環境について適切に情報収集を行っています。収集した情報は、毎週開催される運営委員会に出席する施設のリーダーに報告され、その後リーダーから各職場の職員に伝達されています。		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所利用者の状況が多様化しているため、高度な支援が求められています。これに対応するため、専門知識を持った職員の育成や、家族再統合の実現のための保護者支援が重要な課題となっています。職員には外部の専門家によるスーパーバイズ体制を導入しており、また、保護者支援については児童相談所などで経験を積んだ職員を確保し、積極的なサポートを提供しています。これにより、子どもたちが退所後も適切な家庭生活を送れるような環境づくりに取り組んでいます。</p>		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>厚生労働省の検討会でまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、山形県は「社会的養育推進計画」を策定しました。この計画は、令和2年から11年までの10年間を対象とし、在宅支援や里親委託の推進、地域分散化を基本的な方針として採用しています。園では、この計画を中長期のガイドラインとして、活動を展開しています。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a ㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県の「社会的養育推進計画」に基づき、毎年、単年度の計画を立案し、推進しています。特に、良好な家庭環境のもとに家庭復帰することが望ましい姿と捉え、家庭支援を重点的活動とした事業計画を作成しています。現在の事業計画は業務概要の中で、報告とともに記載されていますが、年度の明確な取り組み方針を職員に示すためにも、報告と計画はそれぞれ別個に作成していくことが期待されます。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各部門は事業の成果に基づいて計画を立案し、その後、副園長が全体の計画をまとめています。全体の計画は合同職員会議で説明され、職員に配布されています。職員の作成段階から、報告と翌年度の計画を別々に作成し、取り組みの進捗状況と目標を明確にすることも期待されます。</p>		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在、事業計画の要点は、入所時に口頭で保護者や子どもたちに説明されていますが、具体的な資料の配布は行われていません。今後は、園の事業計画を保護者や子どもたちに理解してもらうために、事業計画の主要な部分を要約し、わかりやすい資料として提供し、説明を行うことが期待されます。</p>		

#### I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3年に1回の第三者評価の間の2年間は、同じ項目を利用して、自己評価が行われています。このプロセスでは、副園長が取りまとめ役となり、全体のデータ収集と課題の洗い出しを担当しています。洗い出された課題は、運営会議で報告され、改善に向けた検討が行われています。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営会議では課題に関する検討が行われ、改善に向けた具体的な取り組みが議論されています。しかし、現在、具体的な取り組み内容、目標、日程などについての記録は行われていません。今後は、改善の取り組みの進捗を確実に把握し、適切に実行するためにも、記録を行っていくことが期待されます。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は自身の方針を、新年度の合同職員会議で述べると同時に、広報誌に掲載し、これを職員、保護者、および関係機関に配布しています。また、園内の職務分掌が定められ、園長と各職員の役割と責任が明確に定義されています。</p>		

11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は全国自立支援施設協議会の研修に参加し、コンプライアンスを含む講義を受講しています。また、県から提供される法令遵守に関する資料を含め、職員に対して朝会でコンプライアンスに関する重要性と具体的な注意点を話しています。園での取引については、県のルールと規定に従って行われており、利害関係者との適切な関係が維持されています。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内における支援の質の向上を図るため、副園長を中心として、研修計画の立案と実施、自己評価の取りまとめなどの活動が行われています。人事評価として年に3回、職員との個別面談が実施され、職員の自己評価などをもとにした対話が行われ、園における支援の質向上に向けた具体的な取り組みが話し合われています。また、園長自身も支援の質向上に向け積極的に取り組んでいます。毎年、児童自立支援施設協議会の研修への参加や児童相談所での勉強会に参加し、最新の支援に関する知識を継続的に高めています。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の運営状況については、総務担当の副園長が中心に詳細な分析を行い、必要に応じて園長に報告を行っています。限られた予算内で、園の運営を効率的に行うために、日常的に運営会議などで職員への話が行われ、具体的な取り組みが実施されています。さらに、職員から積極的な提案や業務の実効性向上に関する提案を受け入れる仕組みを整備し、職員全体のアイデアと経験を園の運営に活かしていくことも期待されます。</p>		

## Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>通常の支援に必要な人員配置と、県の「社会的養育推進計画」の実現に向けた取り組みに必要な専門的知識を持った人材の確保について、県に要請し、その実現に向けた取り組みが積極的に行われています。また、職員の定着を促進するため、特に新入職員に対してサポート職員として、年齢の近い先輩職員を配置し、必要な相談に対応させています。</p>		

15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県の人事規定において求められる職員の資質が明記され、さらに園内で必要な知識や姿勢などについては、年初の合同職員会議において園長から説明されています。人事考課は県の規程に準拠して行われ、人事評価票を基にして園長が各職員と面談を行い、評価が行われています。面談の際には、各職員が直面している課題や改善のためのアドバイスも提供されています。</p>		
Ⅱ—2—（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a ㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の就業状況については、総務部門が管理し、必要に応じて園長へ報告を行っています。有給休暇は、県から最低でも月1日の取得が推奨されており、適宜声がけがなされています。福利厚生は、県職員として、県の制度を活用しています。メンタルヘルスに関しても、県の規定に基づいて適切に対応しています。職員の家庭状況に配慮し、シフトの調整なども検討され、ワークライフバランスの向上に努力しています。一方で、職員の自己評価からは必ずしも魅力ある職場とはみられていない面も伺えます。県の施設であるため、独自に職場の魅力を高める取り組みを行うことは難しい面もありますが、職員が働きやすく、魅力的な職場環境を構築するための取り組みも検討していくことが期待されます。</p>		
Ⅱ—2—（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県の人事規定には、職員として期待される態度や姿勢が明記されており、さらに園の支援に携わる職員としての姿勢については、パンフレットの「支援の視点」に詳細に記載され、これらは職員会議を通じて職員へ周知されています。毎年、職員の目標管理が行われ、職員の自ら掲げた年間の活動目標に対し半期ごとに園長との面談が行われ、その結果が確認されています。面談では進捗状況の評価と同時に、必要なアドバイスや支援が提供されています。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員に求める専門技術などが明確に定義され、年間の研修計画が策定されています。この研修計画は副園長が主導し、研修ごとに必要な職員に出席を促しています。研修参加後、職員は園内で伝達研修を行っています。また、県社会福祉協議会などから提供される研修案内は園内で共有され、職員は自発的に受講を希望するか、必要に応じて指示を受けて研修に参加しています。</p>		



19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の研修受講記録は年度ごとに管理されています。職員の転勤が多いため、過去の記録については都度、副園長が各職員に確認し、必要な研修が漏れなく受講できるように取り組んでいます。新入職員への教育は、県での新入職員研修の後、職場でサポート職員によるOJTが行われています。転任職員に対しても同様に、サポート職員によるOJTが提供されています。また、高度支援が求められるケースも増えており、そのために精神科医でもある嘱託医からのスーパーバイズを受け、適切な支援を提供できるように取り組んでいます。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>昨年度までは新型コロナウイルスの影響もあり、実習生の受け入れが中断されていましたが、今年度から再開し、現在、保育士1名の実習生を受け入れています。実習生受け入れマニュアルが作成され、学校の教員とのプログラムに関する連携も積極的に行っています。実習生への指導は、資格を持った職員によって行われています。</p>		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園のホームページが開設され、園の理念、基本方針、支援の概要などが詳細に記載されています。苦情に関しては、苦情対応マニュアルが策定され、発生した苦情については特定の条件を満たす場合に公表されることとしています。また、園の広報誌「丘の児」は児童相談所など関係機関や地域に配布されています。地域では区長を通じて各家庭への回覧も行われ、地域に対し園の活動を理解してもらうための取り組みが行われています。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県の施設でもあり、事務や経理に関する手続きは県の規定に従って行われ、県からは毎年1回、業務及び会計に関する監査が実施されています。最近、指摘事項は特にありませんが、指摘事項がある場合は運営会議などを通じて職員と情報を共有し、改善に取り組む方針です。</p>		

## Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地区の清掃活動やお祭りなどの地域行事運動会、文化祭などへの子どもたちの積極的な参加や、園内の文化祭へ地区の方々を招待するなど、地域との交流を積極的に推進しています。子どもたちと地域社会との交流は、子どもが社会的なルールや価値観を理解し、成長するための取組ともなっています。</p>		
24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>以前は手作り雑巾の作成などのボランティア活動の受け入れが行われていましたが、コロナ禍以降受け入れていません。ボランティアの方々を通じて地域や社会との交流を促進し、より多くの人々と触れ合う機会を提供するためにも、ボランティアの受け入れを再開することが望まれます。</p>		
Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前籍校や児童相談所とは日常の業務上、定期的に連携が行われています。また、福祉事務所や病院、教育委員会などとも必要な都度連携できる関係が作られています。退園した児童のケースに応じて、アフターケアの担当職員は要保護児童連絡協議会に参加しています。</p>		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所との連携を中心に、地域における状況を把握しています。また、民生委員協議会や地域との関係を通じて、地域の持つ福祉ニーズの把握に努めています。要保護児童連絡協議会では地区の学校などからも情報を得ています。園での経験や知識を活かして、地域の方への講演会活動を行い、また、裁判所、警察などの関係者の視察も受け入れています。</p>		

27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地区の民生委員などへの講演会や、関係機関の視察の受け入れが行われ、また、AEDの設置や災害時の体育館の開放を予定するなど、地域への連携を示しています。子どもたちの作業の一環として、地区の清掃活動への参加や河川一斉清掃への参加、高齢者施設への奉仕活動なども行われています。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の理念や基本方針に、子どもを尊重する姿勢が明記され、職員には毎年、期初の合同職員会議で説明されています。また、県発行の「子どもの権利ノート」には子どもの園での生活に関する説明と同時に、自身が守られていることが明確に記載されています。子どもたちとともに職員への確認も行われ、園における支援の基本としています。</p>		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>プライバシー保護に関するマニュアルが作成され、『子どもの権利ノート』にもプライバシー保護に関する記載が行われ、子どもたちにも説明されています。基本的には子どもたちの生活に制約を加えることは行われていませんが、子どもたちが基本的な生活習慣や生活スキルを身に着けるための取り組みとして『ルールブック』が作成されています。子どもたちのプライバシーを保護しつつ、基本的な生活習慣や生活スキルを身に着けるための取り組みが行われています。</p>		
Ⅲ—1—（2）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が児童相談所に出向き、一時保護中の子どもに対して説明を行っています。この際、説明用の資料やルールブックの一部を活用し、児童によっては理解しやすくするためにルビを振り、希望に応じて見学にも対応しています。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時、保護者には「朝日学園の入園にあたって」の文書を渡して説明しています。子どもたちにはルールブックを配布して説明しています。さらに、「子どもたちの権利ノート」を活用し、園での生活に関する詳細な説明を行っています。ルールブックにはルビが振られているものも用意されていますが、理解が難しい子どもたちに対しては、イラストなどの視覚的な要素を追加して、より理解しやすくする取り組みを行っていくことも期待されます。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>措置変更により他の施設への移行が必要な場合、児童相談所と緊密に連携し、必要な情報を提供しています。家庭復帰に関しては、自立支援計画に詳細に記載し、「家庭復帰に向けての支援プログラム」に基づいて支援を実施しています。このプロセスでは、ファミリーソーシャルワーカーである副寮長が担当し、家庭への支援を含め児童相談所とも連携し、スムーズな家庭復帰をサポートしています。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちの意見は、カンファレンスでの面談や日常生活の中で担当職員が確認しています。また、相談が必要な時には、相談受付箱に書いて提出するように案内しています。子どもたちの満足度は、入所の初期段階と退所間近の段階で変化することがあり、職員は日常の様子から子どもたちの気持ちを感じ取っています。さらに、子どもたちからのフィードバックをより定量的に把握するために、アンケートなどを活用した仕組みの検討も期待されます。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内における苦情対応マニュアルが作成され、入所時に保護者や子どもたちに説明が行われています。苦情窓口や解決責任者が明確に指定され、必要に応じて児童相談所の担当者の名前も提示されています。苦情の内容への対応については、苦情を申し立てた子どもへのフィードバックが行われ、必要であれば解決後、一定の条件の下で公表することとしています。</p>		

35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談や意見については、いつでも職員と対話できることを伝え、それでも問題が解決しない場合、児童相談所や児童福祉司、第三者委員などへの相談が可能であることも説明しています。これらの仕組みは『子どもの権利ノート』に詳細が記載され、連絡先も明示されています。『子どもの権利ノート』は寮内に設置され、子どもたちがいつでも閲覧できるようになっています。相談は園長室で行われ、他の人から聞こえないよう、プライバシーに配慮した静かな環境で話ができるように工夫されています</p>		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちから受けた相談は、記録され、寮内の会議や運営委員会で議論され、必要な対応が講じられています。また、相談を申し出た子どもたちに対してフィードバックが提供されています。受けた相談は受付者や相談の種類に基づいて分類され、過去からの記録が保持され、支援の課題の分析に役立てられています。</p>		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉓・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故対応マニュアルが策定され、日常のヒヤリハットが記録され、都度適切な対応策が検討されています。採用された対応策の妥当性は毎週の運営委員会で検証されています。ヒヤリハットの発生が多くないため、事故予防に関連する研修などは実施されていませんが、今後は発生時の対応を含め事故予防に焦点を当てた研修を行っていくことが期待されます。</p>		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症予防および対応に関するマニュアルが策定され、感染症に関する研修会が過去に実施されましたが、現在は看護師の不在もあり、実施されていません。コロナウイルスやインフルエンザなど、さまざまな感染症の発生が懸念されていることから、県の保健所などに協力を求め、感染症に関する研修を受けることが望ましいです。</p>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災マニュアルが作成され、定期的に避難訓練が実施されています。災害発生時に備えて、栄養士と庶務係が管理する備蓄品が3日分確保されています。災害時の事業継続について、児童相談所の一時保護所を一時的な避難場所として利用することが計画されています。また、園は地域の方々の一時避難場所になっており、改築後の体育館ではより地域に開放しやすくするような工夫がされています。</p>		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な支援に関しては、各業務別のマニュアルが作成され、一つのファイルにまとめられ、各寮および本部に配置されています。さらに、これらのマニュアルはPC内にも保存され、必要な際に職員が参照できるように配慮されています。マニュアルに沿った支援が行われているかは、毎年実施される自己評価によって確認されています。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法に関する見直しは、毎週、寮の支援に関する担当者会議で行われています。その中で支援方法に修正が必要な場合、その内容は運営委員会に報告され、必要な修正が行われています。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメントは、基本的に児童相談所で実施され、児童の自立支援方針が策定されています。この方針に基づき、入所1ヶ月後に支援会議が開催され、寮職員、児童心理療法士、分校教員、保護者、児童相談所の職員、本籍校の教員等が参加し、個別の自立支援計画が作成されています。</p>		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  入所3ヶ月後に見直しが行われ、その後も3ヶ月おきに見直しが行われています。見直された計画はPCに入力および閲覧が行われ、職員間の情報の共有が行われています。</p>		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;  自立支援に関する記録は統一したフォーマットでPCに入力されています。記録内容の一貫性を保つため、新人職員には各寮の寮長から指導が行われています。入力された記録は紙媒体にも出力され、各寮で保管され、寮内での情報共有が行われています。園内ではネットワークシステムによる情報共有が整備されています。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;  個人情報保護に関する規定が策定され、各職員は入職時に情報管理に関する誓約書を提出しています。園内では各寮長による職員への個人情報の取り扱いに関する指導が行われています。PCから出力された記録は、直近の資料は各寮で保管され、過去の記録については鍵付きロッカーに保管されています。園における個人情報の取り扱いについて、入所時の説明資料にも記載し、保護者や子どもに説明を行っていくことが望まれます。</p>		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念と支援方針に、子どもの権利保障や人権の尊重が明記されており、毎年期初の合同会議において、これらのポリシーを職員に説明しています。また、子どもたちには『子どもの権利ノート』を用いて説明を行い、これを常に子どもたちがアクセスできる場所に配置しています。なお、支援の実施状況を確認するための特別なチェックリストは使用していませんが、理念や方針に基づいた支援の遵守については、寮内の会議において定期的に確認されています。</p>		
A②	A—1—（1）—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内におけるルールブックが作られており、子どもたちが規則正しい生活を取り戻し、社会での生活スキルを身に着けることを目指した取り組みが行われています。このルール以外の制約は基本的には行われていません。支援はあくまでも子どもの最善の利益を考えて行うものであるとの基本的考え方が徹底されています。この方針は「朝日学園の現況」の資料の中の『基本的考え方』にも示されています。</p>		
A③	A—1—（1）—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるように、わかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>山形県発行の『子どもの権利ノート』には、園内での生活や守らなければならない規則、プライバシーに関する事項、さらには困った時の対処方法などが、非常にわかりやすく、イラストを交えて説明されています。園では、このノートを子どもたちに詳しく説明し、各寮に配置して、子どもたちがいつでも参照できるようにしています。</p>		



A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（2）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a ㉠・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では虐待防止マニュアルを策定し、職員による子どもへの不適切な関与を厳格に禁止しています。このマニュアルは『子どもの権利ノート』と共に職員に詳細に説明されています。不適切な関与が発見された場合に備え、内部通報制度もマニュアルに明記されています。さらに、不適切な関与に関する具体的な例を示しながらの研修も行い、不適切な行動の防止を徹底していくことが期待されます。</p>		
A—1—（3）子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A—1—（3）—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉡・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちは基本的には自分自身で身の回りのことを行います。寮での集団生活の中で、友達同士が協力し、共用部分の掃除などの順番を決めるなど、子どもたちが自主性を持って取り組むことを奨励しています。また、行事や余暇活動の企画について、子どもたち自身がアイデアを出し合い、実現させる支援も行っています。園では、子どもたちに何かを押し付けるのではなく、自分たちの力で成長し、学ぶ機会を提供しています。</p>		
A⑥	A—1—（4）—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	㉢・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所後の家庭復帰に関して、園では保護者へのサポートが極めて重要であると認識し、復帰前から保護者への支援を重視しています。この支援に専門的に取り組むため、ソーシャルワーカーでもある副寮長が担当しています。また、子どもたちに対するアフターケアについても自立支援計画に記載し、退所後の自立した生活を営むためのサポートを提供しています。退所後は原則的に児童相談所の管轄となりますが、当面は児童相談所と連携してアフターケアを提供しています。退所後も必要に応じて相談を受け付けており、実際に何名もの子どもが相談に訪れています。</p>		

## A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	㉣・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では子どもと職員と一緒に生活し、挨拶や洗面、食事、遊び、草取りなどの作業、スポーツ活動など日常生活を分担しながら共に過ごす「暮らしの教育」が行われています。職員は監視的指導ではなく、支援という立場に関わり、徐々に子どもたちとの信頼関係を築いています。</p>		

A⑧	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する 気持ちを育てている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>寮内に置かれたルールブックには生活のルールが明示され、子どもたちに詳しく説明されています。これに基づいて、子どもたちの生活をサポートしています。子どもたちは野球やバドミントンなどのスポーツを通じて友達や仲間との協調性を学び、また、地域の行事に参加することで社会的なルールやエチケットを身に着けるよう取り組んでいます。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>過去の行為を振り返り、向き合うことが自立支援計画に明記され、それに従った支援が提供されています。この取り組みに関しては、児童相談所での豊かな経験を持つ、心理職員が担当し、支援会議にも積極的に参加し、行動上の問題への対応が行われています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑩	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、 栄養管理にも十分な配慮を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平日の朝食と夕食は園内で、昼食は学校で食事を摂っています。食事は基本的に、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくといった原則に基づいて提供されています。栄養士によりメニューが編成され、バランスの良い食事が提供されています。また、クリスマスや芋煮などの特別な行事食や、誕生日などのリクエスト食もあり、子どもたちにとって楽しみとなっています。さらに、子どもたちが自分たちで育てた野菜なども調理に活用され、食への関心を高める取り組みが行われています。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを 着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衣服は基本的に子どもたちが自分で持ち込んだものを着用しています。着用できる衣服が不足した場合は、園から支給されています。また、子どもたちは自分の衣服を整理整頓し、それぞれのタンスに収納することを学んでいます。衣服にほつれやダメージがある場合には、職員による修繕が行われています。</p>		

A⑫	A—2—(3)—② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各部屋にはエアコンが設置され、冬季にはペレットストーブによる暖房が行われ、快適な環境が維持されています。浴室は各寮に設備され、毎日入浴できるようになっています。一部の部屋は2人で共有されており、カーテンで仕切られているため、お互いのプライバシーは保たれています。また、各部屋の居間にはテレビが設置され、本やDVDプレイヤーなども用意されており、子どもたちが楽しむ場所として提供されています。</p>		
A⑬	A—2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>スポーツ活動や文化活動は積極的に推進されており、野球、バドミントン、スキー、グランドゴルフなどが行われています。特に野球は自立支援施設同士の大会に参加し、競技を楽しんでいます。女子は現在1名のみのため、野球のマネージャーとして活動しました。また、文化活動では詩吟や茶道なども行われ、子どもたちの情操教育となっています。</p>		
A—2—(4) 健康管理		
A⑭	A—2—(4)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a ㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちの健康管理として、毎日検温を実施し、その結果を支援日誌に記録しています。必要に応じて血圧の測定も行われています。また、毎月、嘱託医が園を訪れ、子どもたちの健康状態を確認しています。服薬が必要な子どもたちに対しては、処方箋に基づき職員が薬を受け取り、寮の事務所に保管して、必要なときに子どもたちに提供しています。薬品の管理については、特に薬品庫やロッカーを使用していないため、安全性を確保するためにも、より適切な管理方法を導入することが期待されます。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康面での取り組みは、毎日の検温や嘱託医による毎月の健康チェックなどが的確に行われています。また、睡眠や食事などの日常生活に関しても、職員が毎日確認し、適切にサポートしています。洗面や歯磨き、髭剃りなどの整容についても、習慣づけるように支援されています。理美容に関しては、現在は訪問理美容師を利用し、子どもたちはルールの範囲内で自由に髪型を選択しています。</p>		

A-2-(5) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a・⑯・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>性に関する教育は学校で実施されており、園内では心理職員が個別にサポートしています。さらに、外部で研修を受けた職員による伝達研修も行われています。職員全体が性に関する知識を深めるために、適切な資料を使用し、園内での勉強会などの取り組みも行っていくことが期待されます。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑰	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	⑰・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「子どもの権利ノート」を活用し、子どもたちに自身の権利についてだけでなく、他の人の権利についても説明し、特に入所して間もない子どもたちにはルールブックを使用して丁寧に説明しています。</p>		
A⑱	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	⑱・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの行動上の問題への対応として、入所前から、原因や背景を検討し、運営会議で話し合っています。また、複数の職員が気になる子どもの動向を確認し、感情の爆発や周囲とのトラブルが発生した場合は、一旦クールダウンの対応を行い、その後振り返りを行い、具体的な対処方法を示すなどのサポートを提供しています。さらに、必要に応じて精神科医による診察や治療も行われています。</p>		
A-2-(7) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	⑲・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの心理検査は児童相談所で実施され、その結果をもとに自立支援計画に対応策を記載しています。また、職員は外部研修に参加し、心理的な支援に関する知識を継続的に向上させています。必要に応じて、精神科医でもある嘱託医に協力を仰ぎ、診察を行い、職員に対しても適切なアドバイスを受けています。</p>		

A—2—（8）学校教育、学習支援等		
A⑳	A—2—（8）—① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内には小中学校の分校が設けられており、学校と園は日常的に連携し、教育目標と支援計画を共有して、子どもたちの支援に取り組んでいます。子どもたちの状況に応じて、職員も授業に参加しています。さらに、総合的な学習活動の一環として、詩吟教室、茶道教室、野菜栽培などが実施されています。学校卒業後の進路についても、自立支援会議を通じて教員を含めた関係者との協議が行われています。</p>		
A㉑	A—2—（8）—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学校から帰宅し、夕食後に学習時間が設けられており、寮内の学習部屋には個別に学習ができる環境が整備され、必要な参考書や辞書が用意されています。また、必要に応じて職員から指導を受けることもできます。大学生などからの学習ボランティアは、近隣に大学が存在しないため、その受け入れは難しい状況です。</p>		
A㉒	A—2—（8）—③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では、子どもたちに勤労への意欲や収穫の喜び、そして忍耐力を養い、将来的に社会で自立した生活を送るための支援を提供しています。園内の実習畑での野菜栽培、花壇やプランターでの花の育成、さらには園内のグラウンドの整備や除雪作業などが、放課後や休日に行われています。退所後は大半の子どもが高校への進学を希望し、就労を希望する子どもはいません。このため職場実習や資格取得などの活動は行われていません。今後、就労を希望する子どもが出た場合は支援していくことが期待されます。</p>		
A㉓	A—2—（8）—④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の理念にも「自ら判断し、決定する力を育てる」ことがうたわれ、進路に関しても保護者と子ども、職員が話し合いを持ち、いくつかの選択肢を示したうえで、本人による自己決定が行われています。大半の子どもが高校への進学を希望しており、進学に必要な情報の提供が行われています。義務教育終了児童についても措置延長を行い、必要な支援を行うこととしていますが、現状では、高校進学時までには退所しているため、それ以降の支援は行われていません。</p>		

A—2—（9）親子関係の再構築支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭復帰と安定した生活の実現には、保護者への適切な支援が必要と考え、園では保護者支援を最も重要な課題の一つと位置づけています。家庭支援に関する経験とスキルを持つ職員がこの役割に取り組んでおり、家庭復帰支援プログラムが策定され、帰省や職員による家庭訪問、園内の家族室での共同生活などが実施されています。さらに、退所後のアフターケアなどのサポートも提供されています。また、家庭支援においては、児童相談所や地域の関連機関との協力・連携が行われています。</p>		
A—2—（10）通所による支援		
A㉑	A—2—（10）—① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・b・㊸
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在園の方針により通所による支援は、行われていません。</p>		